

# 松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

平成6年3月31日  
松戸市規則第12号全部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年松戸市条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(再生利用等に関する計画)

第2条 条例第8条に規定する再生利用等に関する計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市民及び事業者が主体となって実施する再生利用等の促進に関する事項
- (2) 市が実施する再生利用等に係る施策に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(多量排出事業者)

第3条 条例第14条第1項に規定する多量排出事業者は、次の各号に掲げる事業者とする。

- (1) 一の建物(大規模小売店舗立地法施行令(平成10年政令第327号)第1条に規定する一の建物を含む。)であって、その建物内の店舗面積(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する店舗面積をいう。)の合計が500平方メートルを超えるものを所有し、管理し、又は占有する事業者で市長が指定するもの
- (2) 前号に定めるもののほか、事業の用に供する建築物の部分の延べ床面積を3,000平方メートル以上を占有する事業者で、当該事業の内容を考慮して市長が指定するもの
- (3) その他事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者として市長が指定するもの

2 市長は、前項の規定により多量排出事業者を指定したときは、書面によりその旨を当該事業者に通知するものとする。

(減量計画書)

第4条 条例第14条第3項に規定する事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書は、次の各号に掲げる事項を記載した減量計画書とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例第14条第2項に規定する事業系一般廃棄物管理責任者の氏名及び役職名
- (3) 事業系一般廃棄物の発生量及び処理の方法
- (4) 事業系一般廃棄物の減量の方策及び目標

(5) 事業系一般廃棄物及び再生利用等の対象となる物の保管場所

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の減量計画書は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間について作成するものとし、毎年度市長が定める時期までに提出しなければならない。

(処理の申請)

第5条 一般廃棄物処理計画に基づき、次の各号に定める一般廃棄物の処理を必要とする者は、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。し尿処理に係る申請事項に変更が生じたときも、また、同様とする。

(1) 動物死体 動物死体処理申請書(第1号様式)

(2) し尿・人頭制 し尿処理/申請書/申請事項変更届(第2号様式)

(3) し尿・従量制 し尿処理/申請書/申請事項変更届(第3号様式)

(事業者の処理の届出)

第6条 条例第26条第1項に規定する届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により、新たに事業を開始した日から1年を経過する日までに行わなければならない。ただし、し尿及び浄化槽汚泥については、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 事業系一般廃棄物の発生状況

(3) 事業系一般廃棄物の処理状況

(4) その他市長が必要と認める事項

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第7条 事業者は、条例第31条第2項の規定により市長が指定した一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物搬入申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(共同住宅等における家庭廃棄物の集積場所の設置)

第8条 条例第33条の規則で定める共同住宅等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 10戸以上の共同住宅、長屋住宅及び寄宿舎

(2) 平面開発による5宅地以上の建売住宅及び1戸建賃貸住宅

2 前項各号に掲げる建築物の建設事業を施行しようとする者は、家庭ごみ集積所設置申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第9条 市長は、条例第34条の規定に基づき適正処理困難物を指定したときは、当該適正処理困難物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示するものとする。

(一般廃棄物処理業の許可の申請)

第10条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の許可を受けようとする者

又は同条第2項若しくは第7項の規定により一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処理業（許可・許可更新）申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業の範囲の変更の許可の申請）

第11条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業変更許可申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（浄化槽清掃業の許可の申請）

第12条 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可証の交付）

第13条 市長は、一般廃棄物処理業の許可又は浄化槽清掃業の許可をしたときは、一般廃棄物処理業許可証（第9号様式）又は浄化槽清掃業許可証（第10号様式）を申請者に交付するものとする。

2 前項の許可証の交付を受けた者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 一般廃棄物処理業の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）又は浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、許可証を紛失し、き損し、又は汚損したときは、速やかに一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（第11号様式）又は浄化槽清掃業許可証再交付申請書（第12号様式）を市長に提出して許可証の再交付を受けなければならない。

（一般廃棄物処理業に係る変更事項の届出）

第14条 一般廃棄物処理業者は、法第7条の2第3項の規定により許可申請事項の変更の届出をするときは、一般廃棄物処理業許可申請事項変更届（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 浄化槽清掃業者は、浄化槽法第37条の規定により許可申請事項の変更の届出をするときは、浄化槽清掃業許可申請事項変更届（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可の取消し等）

第15条 市長は、一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法、浄化槽法、条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可基準又は許可条件に該当しなくなったとき。

(4) 正当な理由がなく、1か月以上許可を受けた日から開業せず、又は1か月以上休業したとき。

(5) 廃棄物処理手数料を3か月以上滞納したとき。

(許可証の返還)

第16条 一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者は、業務の全部を廃止したとき又は許可を取り消されたときは、速やかに一般廃棄物処理業許可証又は浄化槽清掃業許可証を市長に返還しなければならない。

(業務の廃止)

第17条 一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者は、許可に係る業務を廃止したときは、一般廃棄物処理業廃止届(第15号様式)又は浄化槽清掃業廃止届(第16号様式)を市長に提出しなければならない。

(し尿処理手数料の適用範囲)

第18条 し尿処理手数料(許可業者が搬入する場合を除く。)の適用範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 従量制 次のとおりとする。

ア 簡易水洗式便器を使用する住宅から収集運搬する場合

イ 共同便槽を使用する共同住宅から収集運搬する場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、商店、会社等で人頭制による手数料の算定が不適

当であると市長が認めた場合

(2) 人頭制 前号アからウまでのいずれにも該当しない場合

(し尿処理手数料における世帯人数の算定)

第19条 人頭制によるし尿処理手数料における世帯人数は、毎月1日現在において、その世帯を構成する人員(2歳未満児を除く。)の総数とする。

2 市長は、人頭制によるし尿処理手数料における世帯人数について、毎年1月及び6月(以下「認定月」という。)の1日現在において調査を行うものとし、その結果申請時において2歳未満児であった者が2歳に達しているときは、認定月が1月であるときは4月から、認定月が6月であるときは10月からそれぞれ世帯人数に繰り入れるものとする。

(し尿処理手数料徴収の区分)

第20条 新たに便所の使用を開始した場合又は転出その他の理由により便所の使用を廃止した場合における人頭制によるし尿処理手数料の徴収は、次の各号に定めるところによる。

(1) 使用開始の日がその月の15日以前であるときはその月分から徴収し、その月の16日以後であるときは翌月分から徴収するものとする。

(2) 使用廃止の日がその月の15日以前であるときはその月分は徴収しないものと

し、その月の16日以後であるときはその月分を徴収するものとする。

(廃棄物処理手数料の徴収方法)

第21条 条例第39条に規定する廃棄物処理手数料の徴収は、次の各号に定めるところによる。

- (1) し尿処理手数料にあつては、納入通知書(第17号様式、第18号様式及び第19号様式)又は納付書(第20号様式及び第21号様式)により徴収する。
- (2) 動物死体処理手数料にあつては、別に定める納入通知書により徴収する。
- (3) 一般廃棄物、産業廃棄物、し尿(許可業者が搬入する場合に限る。)及び浄化槽汚泥処理手数料にあつては、市の処理施設へ搬入の都度、搬入者から徴収する。ただし、一般廃棄物処理業者、浄化槽清掃業者及び市長が特に必要と認める者にあつては、別に定める1か月ごとの納入通知書により徴収することができる。
- (4) 市が収集運搬した場合における粗大ごみ処理手数料にあつては、納付書(第21号様式の2)により徴収する。

2 し尿処理手数料(許可業者が搬入する場合を除く。)の納期限は、次のとおりとする。ただし、納期限が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の5第2項の規定の例による。

(1) 人頭制による場合

1期 (4、5、6月分)	6月30日
2期 (7、8、9月分)	9月30日
3期 (10、11、12月分)	12月28日
4期 (1、2、3月分)	3月31日

(2) 従量制による場合

くみ取りを実施した月の翌月の末日まで

3 動物死体処理手数料及び第1項第3号ただし書の規定により徴収する廃棄物処理手数料の納期は、当該納入通知書に定めるところによる。

4 第1項の規定にかかわらず、廃棄物処理手数料を納付者から直接収納したときは、領収書(第22号様式、第22号様式の2又は第23号様式)を納付者に交付しなければならない。

(手数料の減免)

第22条 条例第40条の規定による廃棄物処理手数料の減免は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項に掲げる保護を受けている場合 免除
- (2) 天災、火災等の災害を受けた場合 免除

(3) その他市長が特別の理由があると認める場合 免除又は5割減額

- 2 前項の規定により廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書（第24号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査して減免の可否を決定し、廃棄物処理手数料減免（却下）決定通知書（第25号様式）により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 廃棄物処理手数料の減免を受けている者は、その事由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（報告）

第23条 一般廃棄物処理業者は、毎月当該業務の実績について、次の各号に定める事項を翌月10日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 一般廃棄物の排出者の氏名及び所在地
- (2) 一般廃棄物の種類ごとの処理量
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 浄化槽清掃業者は、毎月当該業務の実績について、次の各号に定める事項を翌月10日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 浄化槽の所有者、所在地及び維持管理業者名
- (2) 浄化槽の処理方式及び規模
- (3) 清掃実施日、清掃内容及び引抜き汚泥量
- (4) その他市長が必要と認める事項

（縦覧の告示）

第24条 条例第43条の規定による告示は、次の事項について行うものとする。

- (1) 施設（条例第42条に規定する対象施設をいう。以下この条及び第27条第2号において同じ。）の名称
- (2) 施設の設置場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（縦覧の手続）

第25条 条例第43条の規定により縦覧をしようとする者（次条において「縦覧者」という。）は、縦覧受付簿に記名その他必要な事項を記載しなければならない。

（縦覧者の遵守事項）

第26条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 調査書を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第27条 条例第45条の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(身分証明書)

第28条 条例第49条第2項に規定する身分を示す証明書は、第26号様式とする。

(過料徴収の手続)

第29条 条例第52条の規定により過料に処するときは、過料に処する相手に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、告知・弁明書（第27号様式）を交付するものとする。

2 過料に処するときは、過料処分通知書（第28号様式）を交付するものとする。

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の松戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(事業者の処理の届出の特例)

3 平成7年度における条例第26条第1項の規定による事業者の処理の届出に限り、第6条の規定は、平成7年3月31日までの間において同条の規定により届出書を提出した事業者については、適用しない。

附 則（平成6年11月11日松戸市規則第54号）

この規則中第15条第2項を削る改正規定は公布の日から、第21条第1項第3号ただし書の改正規定は平成6年12月1日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 2 8 日松戸市規則第 1 1 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 2 7 日松戸市規則第 5 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 3 月 2 4 日松戸市規則第 9 号）

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 5 月 3 1 日松戸市規則第 4 4 号）

この規則は、平成 1 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年 3 月 3 0 日松戸市規則第 3 8 号）

この規則は、平成 1 3 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 8 号様式の改正規定は  
公布の日から、第 2 2 号様式の改正規定は平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 1 2 月 1 日松戸市規則第 7 3 号）

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 3 1 日松戸市規則第 1 8 号）

この規則は、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 4 月 1 日松戸市規則第 4 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 3 0 日松戸市規則第 2 9 号）

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 1 1 月 2 0 日松戸市規則第 7 3 号）

この規則は、平成 1 9 年 1 1 月 2 6 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 4 月 1 日松戸市規則第 3 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 3 年 3 月 3 0 日松戸市規則第 1 8 号）

この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 3 月 2 9 日松戸市規則第 1 7 号）

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年 3 月 2 0 日松戸市規則第 1 0 号）

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 3 月 2 5 日松戸市規則第 1 6 号）

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 6 月 1 0 日松戸市規則第 5 0 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日松戸市規則第 7 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。